

車両系建設機械（解体用）運転技能講習（登録番号 114 号）

車両系建設機械のうち、解体用の技能講習です。

具体的には、次のような機種となります。

- ・解体用機械（ブレーカー、鉄骨切断機、つかみ機など）

※機体質量 3 トン以上の車両系建設機械（解体用）の運転業務には、技能講習などを修了した者でなければ業務に就かせてはならないと定められています。（3 トン未満は特別教育が必要）

所持資格による受講コース

38 時間 6 日間	A	所持資格が何も無い
5 時間 1 日間	B	車両系建設機械（整地等）運転技能講習修了者
		建設機械施工管理技術検定 1 級合格者でショベル系またはトラクター系操作施工法を選択した方
		建設機械施工管理技術検定 2 級で第 1 種、3 種または第 2 種に該当するものに合格した方

コース別講習時間

種別	科目	コース	
		A	B
学科	走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	4 時間	免除
	作業に関する装置の構造、取扱い及び作業の方法に関する知識	5 時間	2 時間
	運転に必要な一般的事項に関する知識	3 時間	0.5 時間
	関係法令	1 時間	0.5 時間
実技	走行の操作	20 時間	免除
	作業のための装置の操作	5 時間	2 時間
合計		38 時間	5 時間

注 1、必要な講習時間は法令で定められており、受講者さんが所持している資格、実務経験により異なります。

注 2、学科、実技それぞれに修了試験があります。定められた合格点に満たない場合は不合格とします。

注 3、定員は各区分 10 名です。

注 4、事情を問わず講習開始時刻に遅刻した時は受講を認めません。払い込み済み受講料の返金もありません。

台風などの天候不良等の場合は日程変更で対応致します。

注 5、開講にあたって最低人数が設定されています。少人数の場合は次の日程に変更して頂く場合があります。

注 6、学科講習は表面記載の所在地ですが実技講習は別の場所になります。学科講習後に改めて案内いたします。

注 7、外国語（現在は中国語のみ）の補助教材と学科試験問題を用意できますが、それぞれ別途料金が必要です。

注 8、現在、A コースは開講しておりません。

B コース受講料 29,150 円